



## リフォーム・増築・外構工事の際の注意点

### (給水装置の管理について)

家の建て替え、お風呂やトイレのリフォームを行う際には、**工事をする前に上下水道局へ申込み、承認を受ける必要があります。**

申込みや工事は、お客さまに代わり下松市上下水道局指定給水装置工事事業者が行います。(ホームページにて事業者リスト有り)

なお、お客さま自身で施工できる範囲は以下に示す「**軽微な変更\***」のみになります。

※軽微な変更(お客さま自身で施工が可能)…単水栓(蛇口)の交換、コマの取替、蛇口のパッキン交換

近年、インターネットにて水道のD I Yが紹介されていますが、その中には資格のない人が行う違法な行為が含まれていることもあります。

D I Y感覚で不適切な水道工事を行うと、水質の悪化による健康被害や漏水による重大なトラブルにつながる恐れがあります。

**不適切な水道工事を行うと、条例に基づき給水を停止することもあります。**

また、無届工事や違法な工事により水道料金の支払いを不当に免れようとする行為は、**「盗水」として窃盗罪に該当し、刑事罰の対象となります。**

このような行為は絶対に行わないでください。

#### その他 管理の注意点

増築・外構工事を行う際は、将来にわたり給水装置(給水管、止水栓等)の適切な維持・管理ができるよう施工業者と調整(調査・計画・施工)をすることが必要です。

給水装置の上部に、建造物やコンクリート張り、植栽や庭石等を設置すると、漏水時に迅速な修繕対応ができず二次的被害が発生する場合があります。

また復旧費用として、お客さまのご負担する金額が膨大となる場合もあります。

#### **【参考】**

下松市水道事業及び簡易水道事業給水条例 第22条第3項

(水が汚染し、又は漏水しないようにするための給水装置の)管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。